

議案第63号

## 静岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

静岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月20日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

静岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年静岡市条例第109号）の一部を次のように改正する。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

第50条及び第51条第3項中「及び第23条」を「、第23条から第25条まで及び第27条」に改める。

第53条第6項中「「行わない」と」の次に「、同項第2号中「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において読み替えて準用する前項各号」とを、「第5項中」の次に「「前項」とあるのは「第6項において読み替えて準用する前項」と、」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。